

評議員、役員及び顧問の報酬 等に関する規程

社会福祉法人 大三島育徳会

平成14年4月1日 制定
令和2年6月30日 12訂

社会福祉法人 大三島育徳会

評議員、役員及び顧問の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大三島育徳会（以下「本会」という。）の定款第8条、第21条、第24条に基づき、評議員、役員及び顧問に対して報酬等を支払うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる

- (1) 評議員とは、定款第5条による評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 顧問とは、定款第24条による顧問をいう。
- (4) 常勤役員とは、第2号の役員のうち、専ら役員の業務を行うために週3日以上勤務する者をいう。
- (5) 非常勤役員とは、第2号の役員うち常勤役員以外の者をいう。
- (6) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費・旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。

2. この法人の全監事の報酬総額は100万円以内とする。

3 この法人の全評議員の報酬総額は、定款第8条に定める金額の範囲内とする。

(理事会又は評議員会への出席)

第4条 役員及び顧問（以下、「役員等」という）が理事会に出席したとき、又は評議員及び役員等が評議員会に出席したときは、【別表1】により報酬及び費用を支払うことができる。但し、役員等が同日に理事会、評議員会双方に出席した場合には評議員会の報酬は支給しない。

(評議員、役員および顧問の報酬等)

第5条 常勤役員に対しては、その職務に従って【別表2】により報酬及び費用を支払うことができる。

2. 非常勤役員又は顧問が継続的な特定の業務を遂行する場合、【別表3】のとおり報酬及び費用を支払うことができる。

3. 非常勤役員又は顧問が理事会出席以外で法人又は施設運営のためにその業務にあたった場合は、【別表4】により報酬及び費用を支払うことができる。

4. 評議員が評議員会出席以外で、法人又は施設運営のために、その業務にあたった場合は、【別表4】により報酬及び費用を支払うことができる。

5. 非常勤役員、評議員又は顧問が、定款第13条4項及び第29条2項による決議の省略、入所判定会議及び入札立会い等軽微な業務をした場合には、【別表5】のとおり報酬を支払うことができる。

6. 本条において定める報酬については、本条の定める範囲内において、理事および顧問の具体的金額については理事会で、監事については評議員会で決定するものとする。
7. 監事が法人又は施設の運営状況について指導又は監査の業務にあたった場合は、【別表4】により報酬及び費用を支払うことができる。

(出張旅費等)

- 第6条 役員等又は評議員が、法人業務のため出張する場合は、【別表6】により報酬及び旅費等を支給することができる。
2. 業務遂行に必要な経費その他については、【別表6】により実費を支給する。
 3. 報酬及び旅費等は、原則として出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(報酬等の支払い方法)

- 第7条 本規程に規定する報酬及び費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
2. 別表2、別表3で定める報酬等については10日締め25日払い(当日が銀行休業日に当たる場合には翌銀行営業日)とし、それ以外については業務遂行後速やかに支払うものとする。

(適用除外)

- 第8条 施設の職員を兼務する役員が、その出勤日において第3条、第4条、第5条の業務を遂行した場合、この規程は適用しない。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年6月25日から施行する。
- 2 令和2年6月30日最終改訂